

第8回金沢家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成19年5月24日（木）午後2時00分から午後6時30分まで

2 場所

金沢家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員（五十音順，敬称略）

金森俊朗，側垣二也，多田治夫，戸倉晴美（委員長代理），長野規子，
西村依子，沼田憲和，前田 優，水落徹男，安江 勤（委員長），米井裕一，
和田出静子

(2) ゲストスピーカー

浅野和子（家事調停委員（金沢調停協会家事部会長））

(3) 事務担当者

岡田首席家庭裁判所調査官，早野次席家庭裁判所調査官，荒谷首席書記官，
永井事務局長，横井総務課長，用下総務課庶務係長

4 テーマ等

(1) テーマ

家庭裁判所に期待すること－「子の福祉」の観点から－

(2) 配布資料

ア 意見交換関係

- ① 金沢家庭裁判所委員会のテーマに関する御意見，御要望等について（レジュメ）
- ② 家庭事件における子の福祉の配慮（レジュメ）
- ③ 子どものこと，話し合ってみませんか（最高裁判所ホームページ「裁判
手続の案内」からの抜粋）
- ④ 子供と一緒に暮らしていて，面接交渉に応じる方へ／子供と別居してい
て，これから面接交渉をされる方へ（リーフレット）

イ その他

- ① 家庭裁判所のあらまし（パンフレット）

- ② 少年犯罪によって被害を受けた方へ（リーフレット）
- ③ 教育的働きかけとしての「犯罪被害を考えさせる講習」（平成19年8月広報テーマ）
- ④ 第2期裁判所委員会についてのアンケート調査

5 進行

- (1) 委員長開会あいさつ
- (2) 議事経過

ア 前回委員会（テーマ「金沢家庭裁判所における少年事件の保護的措置の実情等について」）で出された意見，提案等に対する検討状況について報告

- ① 当庁における被害者配慮制度の検討及び実施状況（首席書記官）
- ② 犯罪類型に応じた保護的措置用ツールとしてのビデオ制作等の検討状況（首席家庭裁判所調査官）

イ 第2期裁判所委員会についてのアンケート調査（地裁・家裁委員会に提言する市民の会（東京）・司法改革大阪各界懇談会（大阪））の取扱い
回答することについて，特に異論はなかった。

ウ 離婚手続等における家庭裁判所の子の福祉に対する配慮の実情等について
説明

- ① 概況説明（次席家庭裁判所調査官）
- ② DVD「子どものいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければならないこと」（面接交渉編及びまとめ編を抜粋）視聴

エ 意見交換（●委員長，○委員，◎ゲストスピーカー，□事務担当者等）

- これから委員会で取り上げさせていただくテーマといたしまして，大きく「家庭裁判所に期待すること」を掲げさせていただきましたが，具体的に，どのようなことを話し合っていたのか，委員の皆様方に事前にアンケートをいたしましたところ，配布資料の「金沢家庭裁判所委員会のテーマに関する御意見，御要望等について」のとおり，「子ども」についての御関心が最も高かったように思います。そこで，今回は，「子の福祉」という観点から，家庭裁判所にどんなことを期待していただいているのか，率直なところをお話しいただきたいと存じます。

なお，次回以降の委員会におきましては，その他に頂きました御意見，

例えば、少年保護事件における被害者配慮制度についてですとか、高齢者問題、それから実施が間近に迫ってまいりました裁判員制度等につきまして、順次お諮りしながら取り上げさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

- それでは、今回のテーマである「家庭裁判所に期待すること—子の福祉の観点から—」につきまして、さきほどの次席家裁調査官の説明や、DVDを御覧になって、何か御意見等はございますでしょうか。
- まず第一に、DVDは本当によくできていると思いましたが。しかし、「望ましい対応」に出てくるような夫婦なら、そもそも離婚など考えずに、自分たちで問題を解決していくのではないかとも思いましたが。
- 昔に比べれば随分とよくなったのかも知れませんが、現在でも、小さいお子さんを抱えた女性が働くのは、やっぱりいろいろと問題があるんだと思うのです。働けたとしても、月10万円程度のパートしかない。また、若ければ若いほど、自分の生き方というか、生活レベルに満足することができず、お金が掛かるばかり。自分にお金が掛かる余り、子どものことに十分に目を向けられない、子どもを十分に育てられないといったことがあるのではないのでしょうか。子どもを育てるということは、一時的なことではなく、20歳になるまでだとか、社会に出るまでだとか、非常に長いスパンです。だから、家庭裁判所には、こういう離婚を考えている親たちに対し、子どものことを見捨てるな、自分たちのことばかりを考えずに、まず子どものことを考えろと、是非是非伝えて欲しいですね。そういう頑張っている親の姿は、必ず子どもにも伝わるものですから。
- ◎ いろいろなことが原因で、離婚調停を申し立てているわけですが、感情的になってしまい、子どものことを全く考えずに、自己主張ばかりをしているケースも多くあります。経済力がないにもかかわらず、相手に渡したくないという思いだけで、自分で育てるんだと言い張っているケースも少なくありませんし、そういう状況の中で、子どものことを中心に考えなければならぬということにどうやったら気付いてもらえるのか、そこに至るまでに持っていくのが、とても大変です。
- 高齢化社会が進み、これからは年金の受給額も減る。お祖父ちゃん、お

祖母ちゃんも余裕がなくなり、女性が働くのもなかなか難しいとなると、ますます子どもを中心に考えることができない夫婦が増えてくるような気がします。経済的に余裕がないと、心もすさみますし、そういうような傾向に一層拍車が掛かるのではないのでしょうか。

- 裁判所は、どういうことを重視して親権者を決めているのですか。
- 家事審判官の立場から申し上げますと、経済力だけでなく、様々な点を踏まえ、どちらの親と一緒にいるのが子どもにとって幸せなのかという観点から判断しています。
- 子どもの幸せを経済力だけで計ってしまうと、どうしても男親ということになってしまいましたが、それが子どもにとって本当に幸せなのか、よくよく考えてみなければならないということですね。
- 養育費の額はどのようにして決まっているのですか。例えば、一律に5万円というふうになっているのでしょうか。
- 一応の算定表があるのですが、男親が養育費を支払う場合、一緒に暮らしていればこれぐらいの生活費を出してもらえたはずだというように、当事者の現在の収入や支出の額を踏まえながら、公平の観点から、個別のケースにあてはめて判断しています。
- 裁判所から説得され、離婚を思いとどまるというケースはどれくらいあるのでしょうか。
- ◎ 調停にたどり着くまでにいろいろな葛藤があつて、それでも調停を申し立てるということですから、思いとどまるケースはほとんどないような気がします。特に女性から申し立てられた場合は、固い決心があつて、仮に将来を不安に思っていたとしても、離婚自体を考え直すことはまずないように思います。
- そうですね。逆に、「嫌だから別れたい。」というような安易なケースでは、まず最初に離婚後の生活をイメージしてもらうこともあります。
- DVDを見てもらいますと、最初は「これは私の場合とは違う。」というような態度でも、途中から切実な思いになり、随分と効果が現れるように思います。理想にすぎる面もありますが、離婚を考えている夫婦にとっては、このDVDはかなり効くようです。

- 以前、私が受け持ったクラスの子どもでしたが、こんな内容の詩を書きました。「お父さん、どこに行ってしまったの。ボク、よく持って1か月半だよ。お母さんはお父さんがいないことを気にしていないけど、お父さん早く帰ってきて。お母さんと仲直りして帰ってきて。家族そろって一緒にいた方が楽しいよ。」というものでした。この詩を母親に読ませたところ、母親ははらはらと泣き出し、こう言いました。「離婚したのは幼稚園ころのことで、その後も1年に1回会っていた。しかし、父親の方は再婚し、今では新しい奥さんとの間に子どももいる。そのことは子どもも知っているはずだ。」と。そして、「今でも子どもがこんなふうに思っていることにショックを受けた。」、「自分の家族には今まで平気なふりをして何も言わなかったのに、全く赤の他人の先生にこんなことを言っていたなんて・・・」と。この子について、私はこう思うのです。それまで自分の気持ちを吐露できる相手に出会えなかったのが、私のクラスに来て、初めてそういう相手に出会えたのだ、と。母親でもなければ、祖父母でもない、全くの他人ですが。子どもは母親に言えば悲しむだろうということを知っており、ずっと我慢していたんだ、ということ。
- 子どもに対する大人たちの対応でありがちなことですが、かわいそうだ、不幸だといって接するのは問題があります。子どもたちは、自分の母親が一生懸命に生きているにもかかわらず、周囲からかわいそうだと言われるのが、一番嫌なのです。案外、子どもは、両親がなぜ離婚しなければならないのかを理解しているものですし、むしろ仕方がないと思っていることも多い。ですから、子どもが耐えていることをかわいそうだと言っているだけでは、本当に子どものことを理解していると言えないのです。DVDでは、そのことが出ていないように思います。
- DVDにあった「問題のある対応」は、一人で多くを抱えてしまっているケースだと思うのです。よく私の学校でも、女性教師と女親が口論になるケースにでくわしますが、女性教師は、つつい仕事と家庭を両立したという同性の立場から、ああすべきだった、こうすべきだった、なぜこうしなかったのかなどと、責め立てるように女親に対応します。これではだめです。「一人で今までよく頑張ったね。」と、一言、相手の今までの苦

労や頑張りを認めてあげることが大切だと思うのです。そうして、一緒に泣いてあげることによって、相談できる相手、何でも話せる人がそばにいるということを理解してもらうことが必要だと思うのです。

- 今の大人は、ピッチャーばかりだと思うのです。子どもの小さな体と心では、受け止められることにも限度があります。それを考えずに、豪速球を投げつけている。子どもがキャッチできないのは当然です。子どもが愛が欲しい、甘えたいと思ったときに、大人たちがおもねるのは全くだめですが、思い切り甘えさせてやることが大切だと思うのです。私が子どもたちに接するときは、キャッチャーに徹するように心掛けています。そうすることで、子どもたちは私に何でも話してくれるようになります。
- ◎ 今の先生の御発言は、調停委員としても、常に気を付けていることです。そして、離婚を考えている親たちに、「子どもがどれだけつらい思いをしているのか分かっていますか。」と問いかけるようにもしています。しかし、親たちは、自分のことだけで手一杯で、子どものつらい思いに全く気付いていないことが多いように思います。
- 少し話がずれますが、今の大人たちは、目はとがめているのに、さも「あなたのことを考えていますよ。」と言わんばかりに、子どもたちにいるいろ言っています。しかし、非行を繰り返すような子どもたちには、本当に自分のことを聞いてくれる人が必要なのだと思うのです。人を困らせる子は、実は自分に困っているのですから。
- そうですね。子どもたちの周りにそういう大人たちがいればいいのですが、いなければ、社会から逃げていく、親からも見放されたと思って、ますます思ってもいない方向に行ってしまうのではないのでしょうか。
- 少年事件の付添人の経験を申し上げますと、さきほどの御発言にもありましたが、私自身は、できる限りキャッチャーに徹するように心掛けていますつもりです。今の子どもたちは、自分のことをしっかり話し、それをじっくり聞いてもらったという経験がないことが多い。周囲の大人たちからは、お説教ばかりを聞かされているような印象を受けます。
- DVDを見ての感想をもう一言申し上げたいのですが。「子の福祉」の観点も大切だと思うのですが、自分をリラックスさせてくれる、支えてく

れる人を見付け出すということも大切だと思うのです。子どもを虐待する親のサポートでも同じ状況に遭遇するのですが、虐待する方も追い込まれていて、しんどい思いをしていることが多い。それで、周囲に理解してくれる人、支えてくれる人を見付け出すことがとっても重要になると思うのです。

- 理解してくれる人といっても、だれでもいいわけではありませんよね。本人の親がしゃしゃり出てくると、ますますこじれてしまうケースも多いです。サポートしてくれる人としては、どちらかという、親ではなく、教師のイメージに近いのではないのでしょうか。
- ◎ 調停の手續の中でも、そういう人を見付け出すことが大切かも知れませんが。例えば、調停委員が頼られるというか、調停委員との信頼関係で立ち直っていく人もいるような気がしています。
- 養育費のことでお尋ねしたいのですが。一般的に言って、調停離婚の後で養育費はきちんと支払われているものなのではないでしょうか。印象としては、最初のうちは支払われていて、そのうち支払われなくなってしまうケースが多いのではないかと考えているのですが。
- 必ずしもそういうわけではないと思います。たしかに、刑事事件を起こしたような人は支払わないことも多いように思いますが、実務の感覚としては、裁判で決められたことだからということで、きちんと支払っている人の方が多いように思います。
- そうですね。審判官の立場から見ていても、子どものために形を残したいという親の方が多いように思います。つまり、どんなに苦勞してでも、「お前たちのために」というか、「子どもの将来のために」という思いから、きちんと支払っているケースが多いという印象を受けます。
- カウンセリングの立場から一言申し上げたいのですが。今の世の中は、批評家が多すぎる。「こうした方がいい。」、「ああした方がいい。」と、いろいろ言うのはいいのですが、相手の信頼を得ていないことが多いし、信頼を得ようと努力する人も余りいない。だから、本当に心に届いているのか、はなはだ疑問に思うのです。相手の信頼を得てこそ、カウンセリングマインドを持って接してこそ、それぞれの本音が出てくるというものです。

- 子どもの本音を引き出すのは、本当に難しいと思うのですが。どうやったら本音を聞き出すことができるのか、何かよい工夫はないものかと思ったりもしているのですが、この点についてはいかがでしょうか。
- 簡単にはできないというか、そんな方法はないのではないのでしょうか。私自身、人からよく尋ねられるのですが、「先生のクラスでは、どうして子どもたちがこんなに本音を言うのですか。」とか、「どうやったら子どもの本音を引き出すことができるのですか。」と。そんな質問に対しては、私はいつもこう答えることにしています。「答えはない。」と。「そんなうまい方法はない。ただ、自分の全人格と全人生を懸けてぶつかるしかない。」と。今の子どもたちは悲しみを一杯抱えています。大人たちはフェスティバル文化に囲まれ、何かあれば、飲み会だ、何だかんだと発散しています。しかし、子どもたちは、セレモニー文化が待っているだけで、どこにも発散できず、抱え込むばかりです。子どもたちは、聞いてくれる人にしか話してくれないものなのです。だから、私は、親たちに言いたい。「あなた方は何をしていますか。」と。「親として、子どもの言いたいことを本当に聞こうとしていますか。」と。
- さきほどのDVDもそうですが、離婚したいと考えている親たちが見て、子どもがいろいろ深く考えているということが分かるような、もっと子どもの心を理解させるために参考となるような、そういうテレビ番組か、何かあればいいのですが。
- 御覧になっていただいたDVDにはドラマ編もありまして、面接交渉編やまとめ編とは異なり、もっと直截に子どもの視点が描かれています。当事者が離婚のことだけでかっかと来ているときには、このドラマ編を見てもらい、もっと子どものことを考えてもらうように配慮しています。
- 家裁調査官は、子の監護を巡る紛争事件において、子どもの本心を聞き出すために、子の意向調査を行っていますが、対象者が10歳前後のころが特に難しいと感じています。小学校の高学年は両親や自分の置かれてる立場を客観的に見ることができそうですが、低学年ではそうは行かない。また、子どもは口で言うことと本心が異なっていることが多いですし、そもそもどちらの親とも一緒にいたいと思っているケースの方が多いように思いま

す。「どっち」と言ってしまうと、もう片方の親と一緒にいられなくなってしまうという思いからか、子どもはなかなか言葉にしようとしなない。これまでの経験の中で、「ぼく、2つになれんもん。」という言葉が象徴的でしたが、自分が二つになってどちらの親とも一緒にいたい、どちらの親からも愛されたいと思っていることが多いように思います。ですから、家裁調査官としては、言葉にできない真意というか、「どちらと一緒にいたいか」という択一的な選択ではなく、「よりどちらと一緒にいたいか」というスケールを見抜いていかなければならないと考えています。

- 試行的面接のことをお話ししたいと思います。さきほどの庁舎見学でも御案内いたしましたが、子どもを巡る紛争がある事件において、親子関係の調査や、面接交渉の実現可能性及びその方法を見極めることを目的として、別室にいる反対当事者の親と子どもが一緒にいる様子を、家裁調査官やもう片方の親がモニターを通して見るという方法による調査、試験的な面接交渉を行うことがあります。モニターを通して、子どもの細かな表情の変化までもつぶさに観察することができますが、このような調査の結果、例えば、「今まで全く子どもの相手をしたことがない人が子どもに好かれるはずがない。」とか、「子どもがこの人と一緒にいたいと言うはずがない。」といった類の一方の親の思い込みが修正されるケースもありますし、逆に、「子どもは自分と一緒にいたがっているはずだ。」とか、「いつも一緒にいなかったから、自分の顔を見れば子どもは飛び付いてくるはずだ。」といった幻想を持った親に、泣くばかりで少しもなついてくれないといった事態に直面させることで、ようやく現実を直視するといった気付きを与えることになるケースもあります。

これまでの経験から申し上げますと、最初は面接交渉どころか、試行自体に反対していたケースでも、これに持ち込むことができれば、解決の糸口が見えてくるというか、こう着していた状態を動かすきっかけになったりすることが多いように思います。

- そうですね。審判官としての経験でも、試行的面接にまで至ったケースでは、面接交渉についても合意に至るケースが圧倒的に多いように思います。ただ、試行だからといって、単に合わせればいいというものではなく、

そこに至るまでの家裁調査官の準備というか、こういった会わせ方をするのが適当かといった検討には、相当に時間を要し、苦勞も多いのではないかと考えています。

- 配布資料の「子供と一緒に暮らしていて、面接交渉に応じる方へ／子供と別居していて、これから面接交渉をされる方へ」という金沢家庭裁判所が作られたリーフレットは、さきほどの説明ですと、少し古くなり、改訂を検討していかなければならないということでしたが、私自身は、今でも随分と活用させていただいております。これから離婚調停を申し立てたいと言ってきた依頼人に渡してみたり、もっとよい方向性が見い出せないか、当事者に考えてもらうための材料として活用するなど、とても重宝しています。さきほどのDVDも、調停委員の立場でも何度も拝見させていただきましたが、実によくできているものですから、弁護士にも利用させてもらえないかなあと思ったりもしていますが、この点はいかがでしょうか。
- その辺りのことは、最高裁判所にも一度確認してみたいと思います。このDVDは、面接交渉の場合だけでなく、人事訴訟事件でも、履行勧告の場合でも利用しており、多くの手続での活用が見込まれています。おっしゃるとおり、弁護士の方にも御利用いただければ、調停や人訴を申し立てる際の便宜にもなるというメリットがありますね。
- 突然ですが、今日のテーマの関係で、私も席上配布資料を持ってまいりました。まず一つは、日弁連委員会ニュース2007年3月号ですが、私が書いたものですが、当委員会を紹介した記事です。それから、フェミニストカウンセラーでいらっしゃる井上摩耶子さんがお書きになった「DVを理解するために」という本の中の子どもへの影響に関する部分です。児童虐待の防止等に関する法律の第2条第4号にも明記されていますが、DV自体が子どもの心身に有害な影響を与え、それ自体が児童虐待に当たるということを強調したいと思います。
- そろそろお時間もまいりましたが、最後に何かございましたら、お一言ずつ御発言頂けますでしょうか。
- 今は、市の児童相談所ができて、なくなってしまった制度ですが、以前、私は、金沢市教育委員会から委嘱され、子ども生活相談員として活動した

ことがあります。司法や警察関係者ではなく、教師でもない。しっかりと子どもの話を聞いてあげるといふ役回りでした。そのときに出会ったケースですが、父親と母親が離婚し、母親と同居していた子どもで、暴力団員の父親にあこがれ、何度も非行を繰り返したのですが、決して母親を困らせるようなことは言わなかった。卒業して、結局は父親の元に引き取られたのですが、さきほどの御発言にもありましたが、子どもは親のことを気づかい、本心と違っていても、親を悲しませることはなかなか言わないものだということを思い出しました。

- 何度も御発言がありましたが、子どもたちに悩んでいることを隠さなくてもいい、他人に何を言ってもいいんだということを気付かせてあげたいですね。小学生や小さなころにもっともっと聞いてもらうことができれば、今と違って、不幸な子どもを減らすことができるのかも知れません。ただ、周囲の大人は、全人格、全人生を懸けて聞かなければならないという点で、とっても大変な責任を背負い込むことになるのですが。
- 私の看護師という職業でも、最近では1年目の離職率が1割近くにもなっており、何らかの対策を講じなければならぬと様々な検討がされております。この原因の一つとして、それまでは、単に一生懸命に勉強し、評価されてきた子どもたちが、看護という全人格を懸けて責任を全うしなければならないという職業に就き、その責任の重さに耐えきれなくなってしまうことが背景にあるのではないかと考えています。今日の皆さんの御発言をお聞きし、他人の人生に関わっていくということは、本当に責任が重く、大変なことだと思つづく実感し直した次第です。
- 現在、教育基本法の改正を手始めに、教師の指導力の低下や家庭の問題など、教育に関することすべてがやり玉に上がっています。しかし、私は決してそうは思わない。昔に比べ、今の方がよほど教育は細分化し、専門化しています。それでは何が問題なのか。昔と比べ、何が足りないのか。私はこう思うのです。市民性、人間性という、指導力を補完する勢力が減ってしまったことが問題なのではないか、と。さきほども申し上げましたように、大人にはフェスティバルがあるが、子どもにはセレモニーがあるだけです。また、相談する機関と、例えば家庭裁判所のような専門機関が

別個のもの、別々の機能しか果たさないという現状では、だれに相談すればいいのかさえよく分からない。人はもっともっと言いたいことが一杯あるのだと思うのです。教師に対しても、離婚をしてもいいのかどうかといったことを相談したいのだと思うのです。要は、丸ごと人間を抱えてくれる機関がなくなってしまったことが、根本にあるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。人には、自分を丸抱えしてくれる存在が必要なのです。今後の家庭裁判所に期待することとして、まさにこの点を意識した視点を持っていただければと思うのですが。

○ カウンセリングマインド、この一言に尽きると思います。つまり、その人を何とかしてやろうとするのではなく、丸ごとその人間を受け止めることができれば良いと思うのですが。家庭裁判所で、どうやったらそういったことを実現できるのか、これからも一緒になって考えていきたいと思っています。

○ お世辞ではないのですが、今日はいろいろなお話を伺うことができ、家裁調査官が、今御発言のあった「丸ごと受け止める」という、それに近い役割を果たしているのだということが分かりました。一つ収穫があったと思います。とてもよかったです。

● いろいろ貴重な御意見をありがとうございました。本日、委員の皆様方から頂いた御意見や御提案については、今後の事件処理等に参考にさせていただき、可能なことから実現に向けて努力してまいりたいと思いますので、これからもどうかよろしく願いいたします。

(3) 委員長閉会あいさつ

6 次回期日及びテーマ

(1) 期日

平成19年11月8日(木)午後1時30分

(2) テーマ(仮題)

家庭裁判所に期待すること—少年事件における被害者配慮の観点から—

7 その他

当日は、意見交換に先立ち、当庁庁舎見学会が行われたほか、意見交換後、裁判員制度広報用映画「裁判員～選ばれ、そして見えてきたもの」の上映会が開催

された。